

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年12月13日

金曜日

号外

目次

規 則	
○富山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	1

規 則

富山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第55号

富山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

富山県自然環境保全条例施行規則（昭和48年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第21条の4第3項に次の1号を加える。

(3) 国、県及び市町村等以外の者が、条例第17条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類
別表第3第1項第4号を次のように改める。

(4) 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

別表第3第1項に次の3号を加える。

(26) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第

75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。

(27) 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

(28) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

別表第3第6項第6号中「(平成16年法律第78号)」を削り、同号を同項第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。

(7) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

別表第3第7項第8号中「(平成4年法律第75号)」を削り、「係るもの」の次に「(同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。)」を加え、同項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

別表第3第9項中第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第3第9項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第4第1項中「第6号まで又は」を「第8号まで又は」に改め、同表第3項

に次の2号を加える。

(5) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）

(6) 認定保護増殖事業等の実施のための行為

様式第4号の2備考1に次のように加える。

(4) 富山県自然環境保全条例施行規則第21条の3第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類（申請者が、国、県及び市町村等以外の者である場合に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第21条の3、第21条の4及び様式第4号の2の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県自然環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（自然保護課）

